

平成十四年内閣府・法務省令第一号

一般振替機関の監督に関する命令
短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、短期社債等の振替に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 一般振替機関（第一条の二—第三十七条）
- 第三章 雑則（第三十八条 第三十九条）
- 附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 社債等（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）第二条第一項に規定する社債等のうち同項第二号に掲げるもの以外のものをいう。）

二 振替機関 法第二条第二項に規定する振替機関をいう。

三 一般振替機関 振替機関のうちその業務規程において国債を取り扱わないこととしているものをいう。

四 加入者 法第二条第三項に規定する加入者をいう。

五 口座管理機関 法第二条第四項に規定する口座管理機関をいう。

六 振替業 法第三条第一項に規定する振替業をいう。

七 業務規程 法第三条第一項第五号に規定する業務規程をいう。

八 機関口座 法第十二条第二項に規定する機関口座をいう。

九 特定合併 法第二十五条第一項に規定する特定合併をいう。

十 特定合併後の振替機関 法第二十五条第二項に規定する特定合併後の振替機関をいう。

十一 新設分割 法第二十七条第一項に規定する新設分割をいう。

十二 設立会社 法第二十七条第二項に規定する設立会社をいう。

十三 吸収分割 法第二十九条第一項に規定する吸収分割をいう。

十四 承継会社 法第二十九条第二項に規定する承継会社をいう。

十五 事業譲渡 法第三十条第一項に規定する事業譲渡をいう。

十六 讓受会社 法第三十一条第二項に規定する譲受会社をいう。

十七 加入者集会 法第三十三条に規定する加入者集会をいう。

十八 短期社債 法第六十六条第一号に規定する短期社債をいう。

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者（指定の申請等））

第一条の二 法第三条第一項第四号イに規定する主務省令で定めるものは、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者（指定の申請等）

第二条 法第三条第一項の指定を受けようとする者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者（指定の申請等）

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者（指定の申請等））

第二条 法第三条第一項第四号イに規定する主務省令で定めるものは、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行なうことができない者（指定の申請等）

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者（指定の申請等））

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者（指定の申請等））

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者（指定の申請等））

（心身の故障のため職務を適正に執行することができない者（指定の申請等））

六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。次号、第二十三条第一号及び第二十六条を除き、以下同じ。）の百分の十以上の議決権を保有している株主をいう。以下同じ。）の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

二 親法人（一般振替機関の総株主の議決権（前号に規定する議決権をいう。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。）及び子法人（一般振替機関が総株主、総社員又は総出資者の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができる株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。）の過半数を保有している法人その他の団体をいう。以下同じ。）の概要を記載した書面

三 取締役及び監査役（監査等委員会設置会社にあっては取締役、指名委員会等設置会社にあっては取締役及び監査役。以下この項及び第十九条から第二十二条までにおいて同じ。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面

三の二 取締役及び監査役の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を当該取締役及び監査役の氏名に併せて法第四条第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該取締役及び監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

四 取締役及び監査役の履歴書（会員登録証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

五 会計参与設置会社にあっては、会計参与の住民票の抄本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

五の二 会計参与の旧氏及び名を当該会計参与の氏名に併せて法第四条第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

六 取締役（指名委員会等設置会社にあっては、執行役）の担当業務を記載した書面

七 振替業に関する知識及び経験を有する使用人の確保の状況並びに当該使用人の配置の状況を記載した書面

八 一般振替機関の事務の機構及び分掌を記載した書面

九 その他参考となるべき事項を記載した書類

第三条 法第四条第三項に規定する主務省令で定めるものは、電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものとする。

（減資の認可申請）

第四条 一般振替機関は、法第六条第一項の規定により資本金の額の減少について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出しなければならない。

（減資の認可申請）

（減資の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。）

（減資の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。）

（減資の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。）

（減

(帳簿書類等の作成及び保存)

第十二条 法第十五条の規定により一般振替機関が作成すべき帳簿書類その他の記録は、振替口座簿とする。

2 前項に規定する振替口座簿は、作成後十年間これを保存するものとする。

第十三条 法第十六条第一項の規定による一般振替機関が作成すべき業務及び財産に関する報告書は、会社法第四百三十五条第二項に規定する計算書類及び事業報告とする。

2 前項の業務及び財産に関する報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 有形固定資産明細表

二 諸引当準備金明細表

三 その他諸勘定明細表

四 主要株主の氏名又は商号若しくは名称、住所又は所在地及びその保有する議決権の数を記載した書面

3 第一項の業務及び財産に関する報告書は、事業年度経過後三月以内に金融庁長官及び法務大臣に提出するものとする。

(定款又は業務規程の変更認可申請)

第十四条 一般振替機関は、法第十七条の規定による定款又は業務規程の変更（加入者保護信託に係る事項の変更を除く。）の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出しなければならない。

一 変更の内容

二 変更予定年月日

2 前項の認可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 定款又は業務規程の新旧対照表

三 株主総会の議事録（業務規程の変更の認可申請書にあつては、取締役会の議事録）その他必要な手続があつたことを証する書面

四 その他参考となるべき書類

(定款又は業務規程の変更認可基準)

第十五条 金融庁長官及び法務大臣は、前条第一項の認可申請書を受理した場合において、定款又は業務規程の変更の内容が、法令に適合し、かつ、業務を適正かつ確実に運営するために十分であると認められるときは、これを認可するものとする。

(商号等の変更の届出)

第十六条 一般振替機関は、法第十八条第一項の規定により法第四条第一項第一号又は第三号から第五号までに掲げる事項の変更について届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を金融庁長官及び法務大臣に届け出るものとする。

一 変更の内容

2 前項の届出には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一 法第四条第一項第一号又は第三号に掲げる事項の変更 同条第二項第三号に掲げる書類

二 法第四条第一項第四号に掲げる事項の変更

イ 法第四条第二項第一号及び第三号に掲げる書類

ハ 取締役、執行役又は監査役の旧氏及び名を当該取締役、執行役又は監査役の氏名に併せて記載した書面

前項第一号に掲げる事項を記載した場合において、口に掲げる書類が当該取締役、執行役又は監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

ハ 取締役、執行役又は監査役の旧氏及び名を当該取締役、執行役又は監査役の氏名に併せて記載した書面

前項第一号に掲げる事項を記載した場合において、口に掲げる書類が当該取締役、執行役又は監査役の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面

二 取締役、執行役又は監査役の履歴書

ホ 取締役（指名委員会等設置会社にあつては、執行役）の担当業務を記載した書面

三 法第四条第一項第五号に掲げる事項の変更

イ 法第四条第二項第一号及び第三号に掲げる書類（会計参与の登記事項証明書）及び履歴書（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した書面）

ハ 会計参与の住民票の原本又はこれに代わる書面（会計参与が法人であるときは、当該会計参与の沿革を記載した場合において、口に掲げる書類が当該会計参与の旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書面）

(事故)

第十七条 法第十九条に規定する主務省令で定める事故は、次に掲げるものとする。

一 一般振替機関又は当該一般振替機関に係る口座管理機関の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員を含む。）、監査役、執行役又は使用人（法第十条第一項の規定により業務の一部の委託を受けた受託者のこれらに相当する者を含む。次項第二号において同じ。）が法令又は当該一般振替機関の業務規程その他の規則に反する行為を行うこと。

二 一般振替機関又は当該一般振替機関に係る口座管理機関の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員を含む。）の全部又は一部を停止すること。

三 一般振替機関は、前項各号に掲げる事故があつたことを知ったときは、直ちに、次に掲げる事項を金融庁長官及び法務大臣に報告するものとする。

一 事故が発生した営業所の名称

二 事故を起した取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行なうべき社員を含む。）、監査役、執行役又は使用人の氏名又は名称及び役職名

三 事故の概要

一般振替機関は、前項の規定に基づき報告をした事故の詳細が判明したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を金融庁長官及び法務大臣に報告するものとする。

一 事故の詳細

二 改善策

(立入検査の証明書)

第十八条 法第二十条第二項の規定により一般振替機関の営業所に対して立入検査をする際に職員が携帯すべき証明書の様式は、金融庁の職員があつては金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）第一項に規定する様式によるものとし、法務省の職員にあつては別紙様式によるものとする。

(特定合併の認可申請)

第十九条 一般振替機関は、法第二十五条第一項の規定による特定合併の認可を受けようするとときは、法第四条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を金融庁長官及び法務大臣に提出するものとする。

一 特定合併の認可申請

二 特定合併の方法

2 法第二十五条第三項に規定するその他の主務省令で定める書面又は電磁的記録は、次に掲げる書面又はこれらに代えて電磁的記録の作成がされている場合における電磁的記録とする。

三 特定合併の当事者の登記事項証明書

四 特定合併の当事者の会社法第七百八十三条第一項、第七百九十五条第一項及び第八百四条第一項の規定による株主総会の議事録その他の必要な手続があつたことを証する書面

作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。)を使用する方法とする。

2 前項に規定する方法は、情報の提供を受ける者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

附 則（平成一六年一二月二八日内閣府・法務省令第七号）

この命令は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成一七年二月二八日内閣府・法務省令第二号）

この命令は、平成十七年三月七日から施行する。

附 則（平成一八年四月二六日内閣府・法務省令第五号）抄

第一条 この命令は、会社法の施行の日から施行する。
(施行期日)

(一般振替機関の監督に関する命令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 施行日前に終了した事業年度に係る第三条の規定による改正後の一般振替機関の監督に関する命令第十三条の業務及び財産に関する報告書については、なお従前の例による。

附 則（平成一九年八月九日内閣府・法務省令第六号）

この命令は、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（平成二〇年七月四日内閣府・法務省令第二号）抄

(施行期日)

第一条 この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成二〇年一二月二二日内閣府・法務省令第五号）

この命令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の施行の日（平成二十二年一月五日）から施行する。ただし、第八条第二項第六号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年一月二二日内閣府・法務省令第二号）

この命令は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年七月一日）から施行する。

附 則（平成二七年四月二八日内閣府・法務省令第二号）

この命令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

附 則（令和二年一二月二三日内閣府・法務省令第二号）

この命令は、公布の日から施行する。
附 則（令和五年一二月二七日内閣府・法務省令第四号）
この命令は、公布の日から施行する。

別表第一（第三十三条関係）

届出事項	添付書類
振替業を廃止したとき	株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）
届出事項	添付書類
廃止年月日	合併により消滅したと合併の相手方の商号
廃止理由	合併年月日 合併の方法

届出事項	記載事項	添付書類
振替業を廃止したとき		株主総会の議事録（会社法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）

場合にあつては、当該場合に該当することを証する書面。以下同じ。）

振替業の結了の方法を記載した書類

合併契約の内容を記載した書面

株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

合併の手続を記載した書面

裁判所の破産手続開始の決定の裁判書の写し

振替業の結了の方法を記載した書類

破産手続開始の申立て

別紙様式（第十八条関係）（平成内府注省令5・全改、令元内府注省令2・一部改正）

(用紙は、日本産業規格A7、74×105mmとする。)

表 四

立 入 檢 査 証 第 号		
写	職 名	
真	氏 名	
	生年月日 年 月 日生	
	発行日 年 月 日	
	有効期限 年 月 日まで	

上記の者は、社債、株式等の権利に関する法律第20条第1項の規定に基づく検査に從事する法務省の職員であることを証明する。

法務省民事局長



裏 面

社債、株式等の権利に関する法律（平成13年法律第75号）抜録

（報告及び検査）

第293条 主務大臣は、検査官の請求に基づき検査を進行のため必要があると認めるときは、検査官が職務執行のための報告書を作成する場合を含むものに限ては、その職務執行の場合は、又はその職員に、検査機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿等その他の物件を検査させ、若しくは關係者に質問させることができる。

2. 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を拂帯し、關係者に提示しなければならない。

3. 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のため認められたものと解してはならない。

第291条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれと併科する。

四 第20条第1項 第2号の規定により詫名等として使用する場合を含むものに限ては、その法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に關し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を科する。

二 第281条（第1号を除く。）2億円以下の罰金刑

一般検査機関の監督に関する命令（平成14年内閣府・法務省令第1号）抜録

（立入検査の範囲）

第18条 法第20条第2項の規定により一般検査機関の営業所に対して立入検査をする際に職員が拂帯すべき証明書の様式は、金融庁の職員にあっては金融庁等の職員が拂帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成4年文部省令第6号）第1項に規定する様式によるものとし、法務省の職員にあっては別紙様式によるものとする。